仙台市農業委員会第102回総会議事録

○ 開催日時　　令和８年９月30日（水曜日）午後１時30分から午後２時54分

○ 開催場所　　仙台市役所二日町第二仮庁舎６階　農業委員会委員室

○ 出席委員　　18人

会　　長	１番 赤間 敬		
会長職務代理者	２番 嶺岸 若夫		
委　　員	３番 相原 元浩	４番 阿部 康幸	５番 大泉 権吾
	６番 小野寺 潔	７番 菊地 郁夫	８番 熊谷 幸夫
	９番 郷古 雅春	10番 齋藤 清太	11番 佐々木 功治
	12番 柴田 市郎	13番 庄子 みゆき	14番 鈴木 可和
	15番 髙橋 勝彦	16番 髙山 真里子	17番 中嶋 紀世生
	18番 松原 菊男		

○ 欠席委員　　１人　　19番 三浦 彰芳 委員

○ 議事日程

１　開　　会
２　あいさつ
３　議事録署名委員の指名
４　あっせん会の報告
５　議　　案
(1)第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請に係る処分決定について
(2)第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請に係る処分決定について
(3)第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請に係る処分決定について
(4)第４号議案　農地法第２条第１項の適用を受けない非農地証明願の承認について
(5)第５号議案　農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について
(6)第６号議案　農業委員会の委員の辞任について
６　報　　告
(1)農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出について
(2)農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について
(3)農地法第３条の３の規定（相続等）による届出について・
(4)農地法第18条第６項の規定（合意解約）による通知について
(5)農業用施設に供する２アール未満の農地転用届出について
(6)認定電気通信事業者等の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について
(7)売渡あっせん希望農地一覧表
(8)令和８年度農地パトロール（利用状況調査）の結果について
(9)令和８年度農地利用意向調査の実施について
(10)令和９年度農作業標準料金策定について（案）
(11)令和８年度女性農業者との意見交換会開催報告

７　そ の 他
(1)会長等報告
(2)事務局からの連絡事項
８　閉　　会

○ 農業委員会事務局職員

事務局長	小川内　浩文	事務課長	櫻井　健二
振興係長	髙橋　航哉	農地係長	伊藤　秀宣
振興係主任	山本　幸子	農地係会計年度任用職員	庄子　尚

１　開　会	開　　会　　（午後１時 30 分）
司会：振興係長	それでは、ただ今から仙台市農業委員会第 102 回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会赤間敬会長から、ごあいさつをお願いします。
２　会長挨拶	－ 会長　あいさつ －
司会：振興係長	次に、議長につきましては、仙台市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行は、赤間会長、よろしくお願いいたします。
議　長 （赤間会長）	本日は、19 番 三浦彰芳委員から欠席の届出がありました。19 人中 18 人出席ですので、会議は成立しております。
３　議事録署名委員の指名 議　長	次に、議事録署名委員については、６番 小野寺潔委員、７番 菊地郁夫委員を指名いたしますので、よろしくお願いします。
４　あっせん会の報告	
議　長	議事に入る前に、あっせん会の報告を嶺岸若夫委員長からお願いします。
嶺岸若夫委員長 （あっせん事業運営委員会	９月 15 日に開催された、令和８年度第５回あっせん会の結果を報告します。 当日は、１件のあっせんがありました。 若林区二木の農地で、売渡申出人は本人が、買受申出人は代理人が出席しまし

委員長）	た。あっせん委員は、熊谷幸夫委員が出席しました。あっせんの結果は成立し、あっせん調書に双方が署名捺印しています。なお、代金の支払い時期と方法、農地法第３条許可申請の時期、所有権の移転登記手続き、固定資産税の負担方法、土地改良区賦課金の負担方法についても確認しました。 以上、あっせん会の結果報告です。
議　長	あっせん会の報告について、ご質問等はございませんか。 （質問等なし）
議　長	質問等がなければ、以上であっせん会の報告を終了いたします。 （午後１時 37 分）
５　議　案	
議　長	議案に入ります。 第１号議案から第３号議案まで、調査委員会を第一調査委員会が担当し、９月 18 日に実施しております。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたしますが、調査委員長が指定した案件については、調査委員から口頭報告をいたします。 第１号議案 農地法第３条の規定による許可申請に係る処分決定について を上程いたします。 最初に、大泉委員長から調査の結果を報告願います。
大泉第一調査委員会委員長	第１号議案の調査委員会の結果について報告します。調査は、松原菊男委員、相原元浩委員、郷古雅春委員、髙山真里子委員の４名で行いました。また、該当する地区の農地利用最適化推進委員として、早坂賢一推進委員が出席しました。今回の申請は、売買による規模拡大が５件、使用貸借による規模拡大が１件、賃貸借による新規就農が１件の合計７件です。調査の結果報告は、番号１番と３番を松原菊男委員から、番号２番と４番を相原元浩委員から、番号５番から７番を郷古雅春委員からします。番号１番と２番は、口頭報告をします。
松原菊男委員（18 番）	番号１番は、賃貸借により新規就農するものです。新規就農であることから聞き取り調査を実施しました。譲受人は７月に設立した農業を目的とする合同会社で農地所有適格法人としての要件を満たすものです。管理機を１台所有し、代表社員１人で 17a の農地にアスパラガス等を栽培する計画です。なお、申請地には農地法第３条による賃借権が設定されておりましたので、農地法第 18 条第６項の通知（合意解約）が出ております。９月 15 日に遠藤正彦農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はな

いと考えられます。以上のことから、農地法第３条第２項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

相原元浩委員
（３番）

番号２番は、売買により規模拡大するものです。取得する面積が大きいため、聞き取り調査を行っております。譲受人は現在、農地所有適格法人として、トラクター１台、耕うん機１台、田植機１台、収穫機１台を所有し、構成員３人、その他の役員１人で 450a の農地を耕作しています。９月 14 日に庄子泰昭農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第３条第２項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

（書面報告）
（18 番松原菊男委員報告）
番号３番は、売買により規模拡大するものです。譲受人は現在、トラクター１台、耕うん機２台を所有し、２人で 26a の農地を耕作しております。９月 16 日に早坂賢一農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第３条第２項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

（３番相原元浩委員報告）
番号４番は、売買により規模拡大するものです。令和８年８月７日開催あっせん会において、あっせんが成立したものです。譲受人は現在、トラクター１台、田植機１台、収穫機１台を所有し、２人で 277a の農地を耕作しています。９月 14 日に熊坂茂彦農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第３条第２項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

（９番郷古雅春委員報告）
番号５番は、使用貸借により規模拡大するものです。譲受人は現在、農地所有適格法人として、管理機１台を所有し、構成員４人、常時雇用１人で 143a の農地を耕作しております。９月 16 日に永野真農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第３条第２項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

	番号６番は、売買により規模拡大するものです。譲受人は現在、トラクター１台、田植機１台、収穫機１台を所有し、３人で 35a の農地を耕作しております。９月 12 日に佐藤成悦農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第３条第２項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。 番号７番は、売買により規模拡大するものです。譲受人は現在、トラクター１台、耕うん機１台、田植機１台、収穫機１台を所有し、２人で 46a の農地を耕作しております。なお、申請地には利用権（ＪＡ）による賃借権が設定されておりましたので、農地法第 18 条第６項の通知（合意解約）が出ております。９月 14 日に庄子智史農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第３条第２項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。
議　長	第１号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等は、ございませんか。
菊地郁夫委員（７番）	番号５番について質問します。調査項目確認票によると、水田 1.5 haで売上高が 3,000 万円とされていますが、水稲でこの売上高は難しいと感じます。面積の確認をお願いします。
事務局農地係長	番号５番の申請人は、水稲ではなく、いちごの観光農園を経営しています。売上につきましては、毎年提出していただいている法人報告書で売上や耕作状況を確認しています。
熊谷幸夫委員（８番）	鉄骨ハウスで障害者雇用をしながら、いちごを栽培しています。
事務局農地係長	今回の農地法第３条の申請地は、いちご観光農園を行っている隣接する農地となりサツマイモなどを栽培する計画です。
議　長	その他、ご異議、ご意見等はございませんか。 （異議、意見等なし） それでは、他に意見等がなければ採決します。第１号議案 農地法第３条の規定による許可申請に係る処分決定について 許可することに賛成の方は挙手をお

願いします。

（全員挙手）

議　長　　全員挙手と認めます。よって、第１号議案 農地法第３条の規定による許可申請に係る処分決定について は、許可と決定いたします。

（午後１時 51 分）

議　長　　次に、第２号議案 農地法第４条許可の規定による許可申請に係る処分決定について を上程いたします。

大泉委員長から調査の結果を報告願います。

大泉第一調査委員会委員長　第２号議案の調査結果について報告します。調査は、齋藤清太委員、柴田市郎委員、庄子みゆき委員、三浦彰芳委員と私（大泉権吾委員）の５名で行いました。今回の申請は、営農型太陽光発電パネル設置に一時転用するものが１件です。調査の結果報告は、私（大泉権吾委員）からします。

（書面報告）

（５番大泉権吾委員報告）

番号１番は、営農型太陽光発電パネル設置に一時転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行完了後８年以上経過している区域です。農地区分は、いずれの判断基準にも該当するものがないことから、第２種農地と判断しました。申請は、田 5,804 ㎡のうち 0.76 ㎡を一時転用し、太陽光発電パネル設置の杭・支柱に利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。下部農地の耕作者が認定農業者であることから、一時転用の期間は、令和 18 年９月 29 日までです。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己負担であり、預金通帳の写しを確認しております。また、仙台市泉土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第４条第２項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。なお、今回の許可にあたっては、次の５つの条件を付すことにします。①下部の農地における営農の適切な継続が確保され、支柱がこれを前提として設置される当該設備を支えるためのものとして利用されること。②下部の農地において生産された農作物に係る状況を毎年報告すること。また、報告内容について、必要な知見を有する者の確認を受けること。③下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合又は確保されないと見込まれる場合には、適切な日射量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること。④下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合若しくは確保されないと見込まれる場合、営

	農型発電設備を改築する場合又は営農型発電設備による発電事業を廃止する場合には、遅滞なく報告すること。⑤下部の農地における営農が行われない場合又は営農型発電設備による発電事業が廃止される場合には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。
議　長	第２号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。
阿部康幸委員（４番）	事業内容を確認させてください。転用申請の 0.76 ㎡は営農型太陽光施設の支柱部分だと思いますが、ハウスとハウスの間の下部農地でどのような作物を栽培されるのでしょうか。
大泉第一調査委員会委員長	栽培作物は、レモン、ブルーベリー及びニンニクです。
菊地郁夫委員（７番）	ハウスとハウスの間で栽培するのですか。
大泉第一調査委員会委員長	ハウスとハウスの間の農地の上に太陽光パネル 21 枚を設置します。
菊地郁夫委員（７番）	議案書に記載された 5,800 ㎡はハウス全体の面積であり、ハウスの上に設置するのではなく、その一部に設置するということでよろしいでしょうか。
事務局農地係長	5,800 ㎡は、８棟のいちごハウスが建っている２筆の農地の合計面積です。営農型太陽光発電は、ハウスとハウスの間の約 100 ㎡の農地にレモン、ブルーベリー及びニンニクを栽培し、支柱部分 0.72 ㎡を今回転用申請しています。また、支柱高さ約３ｍの位置に太陽光パネル 21 枚を設置する計画です。
菊地郁夫委員（７番）	再確認します。作物はハウスの中ではなく、ハウスとハウスの間で栽培するということでしょうか。
大泉第一調査委員会委員長	そのとおりです。
熊谷幸夫委員（８番）	ハウスとハウスの間の幅はどのくらいになるのでしょうか。
髙橋勝彦委員（15 番）	六郷地区周辺では、ハウスとハウスの間は、1.2ｍから~~1~~1.5ｍ程度だと思いますが、ビニールの張替えに支障はないのでしょうか。

事務局農地係長	柱と柱の間は４ｍです。ハウスとハウスの幅は５ｍ程度です。
熊谷幸夫委員 （８番）	レモンを栽培するとのことですが、ハウス栽培でなければ難しいのではないかと考えます。
髙橋勝彦委員 （15 番）	六郷地区周辺では、ハウス栽培でなくても可能です。ただし、レモンは排水性の良い場所で栽培することが望ましいため、ハウスとハウスの間において、屋根からの雨水が集中して流れ落ちるような場合には、生育への影響が懸念されます。
事務局農地係長	レモンとブルーベリーはポットで栽培する計画です。ニンニクは露地栽培です。
阿部康幸委員 （４番）	今回の許可に当たり、５つの条件を付していますが、営農型太陽光発電の場合は必ず条件を付すのでしょうか。
事務局農地係長	国の「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」において、営農型太陽光発電の許可を行う場合には条件を付して許可することとされているため、そのガイドラインに基づき条件を付しています。
議　長	その他、ご異議、ご意見等はございませんか。 （異議、意見等なし）
議　長	それでは、意見等がなければ採決します。 第２号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議　長	全員挙手と認めます。よって、第２号議案 農地法第４条の規定による許可申請に係る処分決定について は、許可することに決定いたします。 （午後２時３分）
議　長	次に、第３号議案 農地法第５条許可の規定による許可申請に係る処分決定について を上程いたします。 大泉委員長から調査の結果を報告願います。
大泉第一調査委員会委員長	第３号議案の調査結果について報告します。調査は、齋藤清太委員、柴田市郎委員、庄子みゆき委員、三浦彰芳委員と私（大泉権吾委員）の５名で行いました。今回の申請は、駐車場に転用するものが２件、資材置場に転用するものが１件、蓄電池設置に転用するものが１件、知的障害者施設に転用するものが５件の合計

９件です。調査の結果報告は、番号１番と２番を齋藤清太委員から、番号３番から７番までを柴田市郎委員から、番号８番と９番を庄子みゆき委員からします。
番号３番から７番は、口頭報告をします。

（書面報告）
（10 番齋藤清太委員報告）
番号１番は、売買により駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行完了後８年以上経過している区域です。農地区分は、第３種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地であることから、第２種農地と判断しました。申請は、申請者が田 951.00 ㎡を転用し、駐車場（８台）に 281.25 ㎡、通路等に 669.75 ㎡を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。仙台市泉土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから農地法第５条第２項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。
番号２番は、売買により、資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第２種農地と判断しました。申請は、リサイクル業者が田 1,706 ㎡を転用し、資材置場に 1,330 ㎡、通路に 376 ㎡を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。以上のことから、農地法第５条第２項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

柴田市郎委員
（12 番）

番号３番から７番までは、関連がありますので一括して報告します。売買により、知的障害者支援施設に転用するものです。事業面積が大きいことから聞き取り調査を実施しました。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行完了後８年以上経過している区域です。農地区分は、いずれの判断基準にも該当するものがないことから第２種農地と判断しました。申請は、社会福祉法人が田畑 8,980 ㎡を転用し、事業面積（実測面積・雑種地等含む）9,312.13 ㎡を、知的障害者支援施設（２棟）に 2,847.60 ㎡、駐車場（38 台）に 475 ㎡、通路等に 3,586.24 ㎡、緑地に 2,266.14 ㎡、水路に 137.15 ㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現

の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は、自己資金と借入金及び国・仙台市からの補助金であり、金融機関の残高証明書、独立行政法人からの借入承諾書及び仙台市からの補助金の内示通知の写しが提出されております。令和８年７月 21 日付で開発行為許可が出ていることを確認しております。仙台市大倉川土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第５条第２項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

（書面報告）
（13 番庄子みゆき委員報告）
番号８番は、売買により、系統用蓄電池設置に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行完了後８年以上経過している区域です。農地区分は、いずれの判断基準にも該当するものがないことから、第２種農地と判断しました。申請は、蓄電所運営事業者が田 988.00 ㎡を転用し、蓄電所に 112.43 ㎡、通路等に 875.57 ㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関からの残高証明書が提出されております。仙台市大倉川土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第５条第２項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。
番号９番は、売買により、駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第２種農地と判断しました。申請は、譲受人が畑 1,722 ㎡を転用し、駐車場（８台）に 400 ㎡、通路等に 1,322 ㎡を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第５条第２項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議　長　　第３号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

（異議、意見等なし）

議　長　　それでは、意見等がなければ採決します。

第３号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長

全員挙手と認めます。よって、第３号議案 農地法第５条の規定による許可申請に係る処分決定について は、許可することに決定いたします。

（午後２時５分）

議　長

次に、第４号議案 農地法第２条第１項の適用を受けない非農地証明願の承認について を上程いたします。

大泉委員長から調査の結果を報告願います。

大泉第一調査委員会委員長

第４号議案の調査結果について報告します。調査は、松原菊男委員、相原元浩委員、郷古雅春委員、髙山真里子委員の４名で行いました。今回の非農地証明願は、通路が１件、公衆用道路が１件の合計２件です。調査の結果報告は、高山真里子委員からします。

（書面報告）

（16 番髙山真里子委員報告）

番号１番について、申請地は都市計画区域外の農振その他の区域です。現況は、通路です。申請理由は、平成２年ごろから通路として使用され現在に至るものです。確認資料である、固定資産課税台帳登録事項証明書・現地写真・航空写真により、農地法施行後には農地であったものが非農地となってから長年経過したものであって、再び農地として利用される可能性がなく農地以外となった実情及び実態が真に止むを得ないものと農業委員会が認めたものに該当し、承認相当と調査しました。

番号２番について、申請地は市街化区域です。現況は、公衆用道路です。申請理由は、平成 11 年 10 月 26 日に道路の位置指定申請を行い、公衆用道路として使用され現在に至るものです。確認資料である、固定資産課税台帳登録事項証明書・現地写真・指定道路図により、農地法施行後には農地であったものが非農地となってから長年経過したものであって、再び農地として利用される可能性がなく農地以外となった実情及び実態が真に止むを得ないものと農業委員会が認めたものに該当し、承認相当と調査しました。

議　長

第４号議案の調査の結果、承認相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

（異議、意見等なし）

議　長	それでは、意見等がなければ採決します。 第４号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員挙手と認めます。よって、第４号議案 農地法第２条第１項の適用を受けない非農地証明願の承認について は、承認することに決定いたします。 （午後２時６分）
議　長	次に、第５号議案 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について を上程いたします。事務局から説明願います。
事務局振興係	第５号議案 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、仙台市長から意見を求められているものです。２ページの経過のとおり、８月 17 日に農業委員及び農地利用最適化推進委員へメールにて意見照会を行い、また、８月総会において、農業振興課職員から説明を受けたものと同じ内容で意見を求められております。９月７日の締切までに、皆様からの意見がありませんでしたので、「意見なし」と回答することとします。
議　長	ご異議・ご意見等はございませんか。 （異議、意見等なし）
議　長	それでは、意見等がなければ採決します。 第５号議案に「意見なし」と回答することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員挙手と認めます。第５号議案 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について は、「意見なし」と回答することに決定します。 （午後２時７分）
議　長	次に、第６号議案 農業委員会の委員の辞任について を上程いたします。事務局から説明願います。
事務局振興係	令和８年９月 25 日付けで、農業委員から２枚目のとおり、一身上の都合で、令和８年９月 30 日をもって辞任したいと辞任願が提出されております。そのため、農業委員会等に関する法律第 13 条第１項の規定に基づき、辞任について同意を求

	めます。
議　長	ご異議・ご意見等はございませんか。 （異議、意見等なし）
議　長	それでは、意見等がなければ採決します。 第６号議案 辞任について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議　長	全員挙手と認めます。第６号議案 農業委員会の委員の辞任について は、同意することに決定します。 （午後２時８分）
６　報　告	
議　長	続きまして、報告事項に入ります。初めに、農地関係から報告します。 （1）農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出から（7）売渡あっせん希望農地一覧表までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。
事務局農地係長	それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。 (1)農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出については、１ページに記載のとおり７件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2)農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出については、２ページから４ページに記載のとおり 12 件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3)農地法第３条の３の規定（相続等）による届出については、５ページから９ページに記載のとおり 15 件の届出がありました。すべて遺産分割による相続となっており、事務局長専決により受理しております。(4)農地法第 18 条第６項の規定（合意解約）については、10 ページに記載のとおり４件ありました。(5)農業用施設に供する２アール未満の農地転用届出について、11 ページに記載のとおり１件ありました。(6)認定電気通信事業者等の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出については、12 ページに記載のとおり１件ありました。(7)売渡あっせん希望農地一覧表については、あっせんで成立したものが１件、新規申出が１件、希望価格の変更が１件ありましたので一覧表を修正しております。あっせんの掘り起こしをよろしくお願いいたします。 農地関連の報告事項は、以上でございます。

議　長	報告事項(1)から(7)までについて、ご質問等はございませんか。 （質問等なし）
議　長	質問等がなければ、次に、(8)「令和８年度農地パトロール（利用状況調査）の結果について」を、事務局から報告願います。
事務局農地係長	(8)「令和８年度農地パトロール（利用状況調査）の結果について
議　長	報告事項(8)について、ご質問等はございませんか。 （質問等なし）
議　長	質問等がなければ、次に、(9)「令和８年度農地利用意向調査の実施について」を、事務局から報告願います。
事務局農地係長	(9)「令和８年度農地利用意向調査の実施について」
議　長	報告事項(9)について、ご質問等はございませんか。
小野寺潔委員 （６番）	リスト 9 番に記載の法人の耕作実態について確認します。数年前に新規就農により農地を取得していますが、遊休農地があるということは、新規就農の要件を満たしていないのではないでしょうか。
事務局農地係長	２年から３年ほど前に農地所有適格法人として農地を取得しています。取得した農地のうち、今回の農地７筆以外については耕作されていることを確認しています。今回、遊休農地とされた農地については、取得時から遊休農地の状態であり、そのまま放置されている状況でした。新規就農時の聞き取り調査では、「少しぬかるむので、土を入れて土壌改良などを行いたい」との話でしたが、それが実現していないというのが現状です。この件につきましては、今回の利用意向調査も踏まえ、引き続き耕作するよう指導していきます。
小野寺潔委員 （６番）	遊休農地であることを承知のうえで取得したのであれば、このままの状態ではいけないと思います。
事務局農地係長	そのとおりです。耕作するよう指導をしていきたいと思います。
議　長	その他、質問等ございませんか。 （質問等なし）

議　長	質問等がなければ、次に、(10)「令和９年度農作業標準料金策定について（案)」を、阿部企画検討委員会委員長から報告願います。
阿部康幸企画検討委員会委員長	(10)「令和９年度農作業標準料金策定について（案)」について
議　長	報告事項(10)について、ご質問等はございませんか。 （質問等なし）
議　長	質問等がなければ、次に、(11)「令和８年度女性農業者との意見交換会開催報告」を、阿部企画検討委員会委員長から報告願います。
阿部康幸企画検討委員会委員長	(11)「令和８年度女性農業者との意見交換会開催報告」
議　長	報告事項(11)について、ご質問等はございませんか。 （質問等なし）
議　長	質問等がなければ、以上で報告事項を終了いたします。 （午後２時29分）

７　その他	
議　長	続きまして、その他に入ります。 (1)会長等報告は、私からいたします。
赤間敬会長	(1)「会長報告」
議　長	ご質問等はございませんか。 （質問等なし）
議　長	質問等がなければ、次に(2)「事務局からの連絡事項」を、説明願います。
事務局振興係	(2)「事務局からの連絡事項」 １　令和８年９月～10月仙台市農業委員会行事予定表 ２　仙台市農業委員会視察研修会の開催

	３　農業委員会組織による「令和８年熊本地震義援金」報告 ４　仙台市農業施策基本方針の見直し(通知) ５　他都市農業委員会だより(盛岡市)
議　長	ここまでの説明について、ご質問等はございませんか。 (質問等なし)
議　長	質問等がなければ、その他について終了いたします。 他に何かございませんか。 なければ、以上で議事の一切を終了いたします。
司会：振興係長	それでは、閉会のあいさつを嶺岸若夫会長職務代理者からお願いします。
８　閉　会	
嶺岸会長職務代理者	以上をもちまして、仙台市農業委員会第 102 回総会を閉会します。 閉　会　　(午後２時 54 分)